

氏名	張 新 軍
学位の種類	博士 (人間・環境学)
学位記番号	人博第248号
学位授与の日付	平成16年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科文化・環境学専攻
学位論文題目	“Inalienable Right” of Peaceful Use of Nuclear Energy and Multilateral Nuclear Export Control: Constructivism in Reading the Riddle of Treaty Interpretation (原子力平和利用における『奪いえない権利』と多国間核輸出規制—構成主義 (Constructivism) から読み解く条約解釈の謎—)
論文調査委員	(主査) 教授 西井正弘 教授 中西輝政 助教授 高田 篤

論 文 内 容 の 要 旨

1968年に採択された「核兵器の不拡散に関する条約」(NPT条約)を中心とする核不拡散レジームにおいて、1978年「ロンドン・ガイドライン」をはじめとする法的拘束力のない多国間核輸出規制が、今日までにレジームの不可欠の一部となっている。NPT条約第4条には、平和的目的のための原子力の利用を発展させる締約国の「奪い得ない権利」(inalienable right)が規定されている。この規定と多国間核輸出規制との関係について、各国政府および研究者の間で、権利侵害の有無について、論争が続いている。

本論文は、NPT条項に関して、文言解釈の立場から相反する2つの主張がなされ、議論は平行線をたどってきたが、「構成主義」(Constructivism)という条約解釈論を用いて、両者の論争に対する評価と結論を導き出そうとするものである。

本論文は、全6章および結論から構成される。第1章は、「多国間核輸出規制および原子力平和利用の奪い得ない権利」と題され、上記の問題関心と、先行研究として、Goldschmidt, Lellouchや今井隆吉などの違法説とNyeやDorenなどの合法説の論理を紹介し、それらと現実との不整合を解決するため、「構成主義」の方法論を導入する。この考え方は、間主體的構造の世界において、規範が物質的な存在と同じ地位をもつという視点から、「過程としての法」である国際法に対する認識に理論的な基礎を与えるとするものである。

第2章は、「構成主義および1969年条約法条約で法典化された『解釈の一般原則』批判」と題して、伝統的条約解釈規則について、法実証主義の方法論を論じたOppenheimやMcNairを取り上げ、その前提の誤りを指摘する。また、文言主義による条約解釈の神話を指摘する坂元茂樹を取り上げ、方法論の妥当性、客観性および言語解釈について、批判する。

第3章は、「動態的な義務および条約解釈についての構成主義者の理解」と題して、動態的な性質を有する義務に関するHartやD'Amatoの法理解を紹介すると共に批判を加える。本論文は、条約法条約第31条3項(b)・(c)による同義務の解釈が、「法創設的效果」を与えるものであるとする「真の解釈」を認めながら、そのような効果をもたらす「法的基礎」については理論的な不備が存在することを指摘する。

第4章は、「動態的な義務—NPT条約成立前における核不拡散レジームの歴史的研究」と題して、動態的な義務の生成原因を具体的に検証する。核の拡散を怖れて同盟国に対してさえ核の「技術移転」を拒否していた時代から、積極的原子力平和利用へと米国の政策転換がなされたが、ウラン濃縮技術については規制を維持しようとしたことと相まって、結果的に条約の義務の範囲を曖昧なものとしたことを指摘する。

第5章は、「動態的な義務の創設—NPT条約の『奪い得ない権利』と起草過程」と題して、本論文の主題である「奪い得ない権利」の文言が挿入された経緯と、第2条の「核兵器その他の核爆発装置」の「製造」禁止の関係を検証する。

第6章は、「多国間核輸出規制および原子力平和利用における『奪い得ない権利』の解釈」と題して、米国のFord政権およびCarter政権の新しい核不拡散政策において採用された「機微な」分野の技術規制と日米論争や米独論争を分析し、口

ンドン・ガイドラインの合意に至る経緯を明らかにする。1995年のNPT条約延長に関する再検討会議において、非核兵器国の不満にも関わらず、「無期限延長」に合意が成立したこと、多国間核輸出規制措置の公開と透明化がもたらされたことから、「奪い得ない権利」について締約国間に「合意」が形成されたと結論する。

本論文は、動態的性質を有する条約義務の法的基礎に関する法理論について構成主義の影響が明らかであること、更に、動態的性質を有する条約義務は、条約解釈と条約改正の境界線を消滅させる結果を生じさせ、法の解釈において法創設の効果をもたらすものである、と結論する。条約法条約に明記された条約解釈において考慮されるべき「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約解釈についての当事国の合意を確立するもの」との規定は、解釈に関する当事国の合意を確立する際に、「コンセンサス外の要素」を必要とする、と論じる。本論文では、構成主義により条約解釈の「謎」を読み解くことによって、原子力平和利用における「奪い得ない権利」と多国間核輸出規制の関係の理解に新たな視点を提供した。

論文審査の結果の要旨

本論文が取り上げた原子力平和利用の「奪い得ない権利」(NPT条約第4条)の解釈は、米国による核技術移転禁止政策の変遷と密接な関連がある。従来の条約解釈論は、国際法の静態的規則を巡って、起草者の意図を重視する意思主義と条約の文言に重きを置く文言主義の対立として捉えられてきた。本学位論文の申請者は、国際法の動態的規則であるNPT条約第4条の解釈に、従来の条約解釈論を当てはめても有意義な結論を引き出すことは困難であることを、実証主義的条約解釈論者の論文を批判しながら論証している。

本論文において、評価すべき学術的価値は、以下の3点に要約できる。

第一に、国際法を静態的な規制をおこなう法規と捉え、条約法条約第31条の「解釈に関する一般的な規則」が既に慣習法であるとする規則志向的な(rule-oriented)法実証主義者の解釈規則が通説的見解である。このような解釈規則が、実際の国際・国内裁判では、必ずしも文言主義に沿って判決されてはいないことを指摘する。また、法実証主義者は、帰納的実証方法によって国家実行から法規範を発見・確認するが、彼等は、解釈対象たる条約規則を静態的、規制的な性質のものであるという前提に立っていると指摘する。本論文の特色は、立法機能が欠如する国際法秩序では、*Non-liquet* (裁判不能)を避けるべく、条約規則を静態的、規制的なものであるかのように認めてきた従来の解釈論ではなく、国際法を間主体的構造の世界における「過程としての法」として捉え、構成主義(Constructivism)に基づく条約解釈論を展開した点である。

本論文は、動態的な性質を有する条約規則が解釈の対象となる場合には、規範の存在の発見・確認に関して、構成主義の立場からの批判を加える。そのことにより、文言主義を取り入れた条約法条約の解釈規則批判として有用な理論枠組みを提供し、条約解釈の謎を解明することができるとの立証に成功している。

第二に、動態的性質を有する条約義務は、条約解釈と条約改正の境界線を消滅させ、構成主義の法解釈によると、実際上法創設の効果をもたらすものと考えられること、また条約解釈において「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約解釈についての当事国の合意を確立するもの」としては、法規範の内面的な要素および「コンセンサス外の要素」を必要とすることを指摘した。*pacta sunt servanda* (合意は守られねばならない)を基盤とする条約義務の静態的、規制的な見方に立つ伝統的な合意理論では、後の実行が締約国の合意を確立し、義務を進展させるという循環論法に落ち入ると申請者は批判する。動態的な条約義務とその解釈について、間主体的な要素を考慮するFullerの法理論を適用し、多国間核輸出規制に関して、構成主義の理論を具体的に論証した点が本論文の特色といえる。解釈における「合意」に関し、「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」として、Fullerの“Internal Morality”の考え方が重要な指標であると申請者は指摘する。このように本論文は、構成主義に基づく解釈により、原子力平和利用における「奪い得ない権利」と多国間核輸出規制の関係の理解に、違法・合法の論争とは異なる新たな視点を提供しえた点が高く評価される。

第三に、本論文では、原子力平和利用における「奪い得ない権利」を規定するNPT条約の起草・交渉過程を検討し、核技術発展の不確定性が存在することと核不拡散・平和利用との間で変動する国家利益を考慮した結果、「合意」された関連条項の曖昧さと条文間の矛盾を生み出したと指摘した。NPT条約第4条の交渉過程において、国家が文言の曖昧さと矛盾について既に認識していた事実および文言の明確化を巡る攻防があったこと、しかし、国家が意識的にNPT条約において

動態的な条約義務を選択したという事実を明らかにした点も重要である。

本論文の解釈方法は、「奪い得ない権利」規定と多国間核輸出規制との関係の解明に有益な結論を引き出しており、冷戦終結後、多国間輸出規制に内在する差別構造が輸出国の更なる規制措置によって一層深刻化しているにもかかわらず、核不拡散分野の法的秩序に関して新たなコンセンサスが形成されたという矛盾を説明する理論として有効なものであると、評価できる。本論文は、原子力平和利用における「奪い得ない権利」の解釈において、核輸出規制をする側とされる側の間に存在する溝を埋める理論的可能性を示唆している。

従来、NPTの条約解釈について、国際関係論者の熟意とは対照的に、国際法学者は大きな関心を示すことがなかった。本論文の申請者は、明確な問題意識の下で、具体的な政策事案と条約文言の関係を論証しえたものと評価することができる。

以上のように、本学位申請論文は、国際社会環境における政策の変化と、静態的な法解釈論のみならず矛盾を考究することを目的の一つとして創設された、文化・地域環境学専攻環境保全発展論講座にふさわしい内容を備えたものと言える。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また平成16年1月26日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。